

福 建 指 第 3 4 5 号
2013年(平成25年)8月29日

一般社団法人
広島県建築士事務所協会会員各社 御中

福山市長 羽 田 皓
(建設局建築部建築指導課)
(公 印 省 略)

福山市特殊建築物等定期調査・検査資格者届出について(協力のお願い)

貴社におかれましては、ますます御発展のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市建築行政に対し、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、建築基準法(昭和25年法律第201号。)第12条第1項及び第3項の規定に基づく特殊建築物等に係る調査及び検査の報告(昇降機に係るものを除く。以下「定期報告」という。)が適正かつ効果的に運用されることを目的として、2013年(平成25年)6月28日に福山市特殊建築物等に係る定期報告の公表に関する要綱を制定しました。

要綱に基づき、定期報告が必要な特殊建築物等の所有者・管理者に対して、定期報告に係る調査及び検査の業務を行うことができる有資格者に関する情報を提供するため、資格者届出名簿を市のホームページに掲載すると共に、建築指導課の窓口で閲覧に供することとしました。

つきましては、趣旨をご理解の上、貴社に所属しておられる有資格者にこの取り組みを周知いただきますようお願い申し上げます。

協力してくださる資格者については、福山市特殊建築物等定期調査・検査資格者届出書にて届出をお願いします。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市建設局建築部建築指導課 建築相談窓口担当

TEL 084-928-1103 (直通)

FAX 084-928-1735 (都市計画課)

e-mail kenshi@city.fukuyama.hiroshima.jp